

# 高齢者雇用優良企業等九州・山口生涯現役社会 推進協議会会長表彰 佐賀県選考基準

## 1 選考基準

- (1) 高齢者の雇用促進に先進的かつ積極的に取り組んでおり、他の模範となる  
と認められるもの。
- (2) 選考は、他の模範と認めるべき先駆性、継続性、社会性の3項目を目安に行  
うものとする。

## 2 選考項目・評点配分・審査方法

選考項目及び評点配分については、以下のとおりとする。選考は各選考項目を  
5段階で評価する。

- (1) 先駆性【5点】
  - ア) 高齢者の活躍を促進するための先駆的な取組がされている。
  - イ) 高齢者が活躍する場の創出のため、取組の内容や方法等に工夫が凝らされ、  
独創性がある。
- (2) 継続性【5点】
  - ア) 高齢者の活躍が複数年に渡って継続されている。
  - イ) 今後も継続が期待されている。
- (3) 社会性【5点】
  - ア) 高齢者の活躍が、地域社会において、顕著な結果や効果がみられ、地域で  
果たす役割も大きい。
  - イ) 高齢者の生きがいがいづくりに寄与している。

## 3 評点基準

5段階評点の基準については以下のとおりとする。

評 点	評 点 基 準
5	評価する内容が特に良い
4	評価する内容が良い
3	評価する内容が適当である
2	評価する内容がやや劣る
1	評価する内容が劣る

## 4 採択基準

各選考員の評点の合計点数が最も高い者を表彰候補企業として選考する。  
労働局の確認において、応募資格を満たしていない場合は、次順位の者を新た  
な表彰候補企業として手続きを行う。